

かん

組合指定袋（透明）に入れてください

出す日
安平町：第4水曜日
厚真町：第2水曜日



このマークが目印です！

飲料用・食料用缶に表示されます。

資源物

対象になるもの

ジュース・ビール等の飲料缶



ボトル式飲料缶(スクリューボトル)



キャップを必ずはずし、「資源回収袋」へ。

せんべい・クッキー等の大きい缶のりの缶、入浴剤等の缶



ふたは材質により確認してください。



スチール缶の表示がなくても出すことができます。

ドロップの缶、かんづめ、ミルク缶



(切り取った) ふたも一緒に出すことができます。



スチール缶・アルミ缶の表示がなくても、出すことができます。

出しかた

中身を残さず、必ず軽くすすいでください。



※缶はつぶしても構いません。



※アルミ缶、スチール缶混在した状態で出しても構いません。

出せないもの

- ×食用油の缶
- ×容量を2ℓを超えるもの（一斗缶（18ℓ）より大きな缶等）
- ×汚れているもの、中にたばこの吸殻等が入っているもの



もやせないごみ

- ×スプレー缶
- ×カセットボンベの缶



有害ごみ